

**「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産登録１０周年記念展示連携
に係る広報素材作成業務審査基準**

○ 審査方法

委員会における審査は、次の項目ごとに、その着眼点に基づいて、委員会を構成する委員長及び各委員が配点を限度とした評価点を付すことにより行う。

項目		着眼点	配点
① 業務目的との整合性		・提案内容全般が本業務の目的に合致し、目標達成に貢献すると期待されるか。	5
② 展示連携	メインビジュアル・世界観の構築	・本遺産群が悠久の時をこえて祈りをつないできた歴史的背景や深みが適切に表現されているか。 ・若年層向けに偏らず、落ち着いた大人層をはじめとする幅広い層に響く、上質で美しい世界観（デザインコンセプト）が構築されているか。	10
	周遊企画の魅力と拡散性	・連携施設等への来訪や周遊を強く促す、魅力的で独創的な企画案・タイトル案やツールが提案されているか。 ・SNS 等での拡散や話題性につながる工夫や仕掛けが盛り込まれているか。	10
	広報素材のクオリティと訴求力	・広報冊子、ポスター、チラシ、ウェブサイト等のデザインや構成が、参加意欲を効果的に訴求するものとなっているか。 ・展示連携の内容や周遊の仕組みが簡潔かつわかりやすく説明されているか。	20
③業務に関する知識、経験、実績、業務の実施・管理体制、経費積算の妥当性等		・提案者の経営状況、業務の運営管理・実施体制等が適切であり、業務が確実に遂行されると判断できるか。 ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局（福岡県）との日常的な連携・調整が円滑に実施可能か。 ・類似業務に関する知識、経験、実績が十分か。 ・経費積算は妥当であるか。	5
合計			50

評価点は、次の基準によるものとする。

基準	極めて優れている	優れている	普通である	不十分	極めて不十分
評価点 (配点 5 点の場合)	5	4	3	2	1
評価点 (配点 10 点の場合)	10	7	5	3	1
評価点 (配点 20 点の場合)	20	15	10	5	1